

「ゼブラ・ストップ活動」とは



「ゼブラ・ストップ活動」
イメージキャラクター

- 横断歩道上における歩行者の優先義務を運転者に徹底し、横断歩行者の保護等を強化することを目的に実施している活動です。
 - ①「ゼ」 → 「前方」をよく見て運転、横断歩道に十分注意
 - ②「ブ」 → 横断歩道の手前では「ブレーキ」操作で安全確認
 - ③「ラ」 → 横断歩道でも3（サン）・「ライト」で交通事故防止
 - ④「ストップ」 → 横断歩道手前で確実な「ストップ」、交通事故を「ストップ」
- 運転者の皆さんは、横断歩道を横断している（しようとしている）歩行者がいないか、手前から十分減速してよく確認しましょう。
横断歩道を横断している（しようとしている）歩行者がいる場合、車両は横断歩道の直前で一時停止をして、その歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

★ 交通安全啓発動画等の御紹介（各種教育や啓発活動に御活用ください。） ★

千葉県制作動画
(鉄拳さんアニメーション)

『危険な道路横断』

千葉県制作動画
(鉄拳さんアニメーション)

『運転免許自主返納』

千葉県制作動画

『飲酒運転の根絶』

県警制作動画
(バスのドライブレコーダー)

『子供の事故防止』

県警制作動画
(バスのドライブレコーダー)

『危険な自転車』

千葉県ホームページ

「自転車保険について」

令和4年 冬の交通安全運動実施要綱



運動名

令和4年 冬の交通安全運動

期間

12月10日（土）から12月19日（月）までの10日間

目的

年末は、お酒を飲む機会が増え、また、年間で特に日没が早い時期であることから、飲酒運転による交通事故や、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の増加が心配されます。
そこで、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

スローガン

～ 飲酒運転は絶対しない、させない、許さない ～

運動重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底



※ 交通安全啓発は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行いましょう。

【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

運 動 重 点

1 飲酒運転の根絶

【 推進事項 】

- (1) 飲酒運転及び周辺者三罪の根絶
 - 飲酒運転や周辺者三罪（飲酒運転を助長する行為～「車両提供」「酒類提供」「同乗」）は悪質危険な「犯罪」です。県民一人一人が「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い意志を持ち、千葉県全体で飲酒運転を根絶しましょう。
- (2) 飲酒運転をさせない社会環境の醸成
 - 「それほど酔ってない」「すぐそこだから」という甘えが悲劇を招きます。ハンドルキーパーや運転代行を活用するなど、「飲酒」と「運転」を分離しましょう。
 - ※「ハンドルキーパー」とは、車での外出先で飲酒会になった時に、あえて飲酒をしないで、他の仲間を自宅や駅まで送る人のことを言います。
 - 事業所や飲食店における「飲酒運転根絶宣言」を通じて、自分たちの同僚や大切なお客さんの中から飲酒運転者を出さないことへの決意を示しましょう。
 - 事業所では安全運転管理者等による酒気帯び確認を確実に実施して、仲間を飲酒運転の悲劇から守りましょう。

2 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

【 推進事項 】

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - 運転者は、前照灯を早めに点灯し、ハイビームを有効に活用しましょう。
 - 歩行者は、反射材を着用するなど運転者から見えやすい服装を心掛けましょう。
- (2) 横断歩道における歩行者保護意識の向上（「ゼブラ・ストップ活動」の推進）
 - 運転者は、横断歩道を横断している（しようとしている）歩行者がいる場合、横断歩道の直前で一時停止をして、その歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
 - 歩行者は、「歩道を通行する」「横断歩道を横断する」「信号を守る」などの交通関係法令を守りましょう。また、横断歩道を横断する時は「手上げ」や「アイコンタクト」などで横断する意思を運転者に伝えるとともに、相手が止まったことを確認してから安全に横断しましょう。
- (3) 歩行中の子供と高齢者の安全の確保
 - 通学路での見守り活動や、生活道路における危険箇所の点検確認など、歩行者の安全を守るための取組を推進しましょう。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底

【 推進事項 】

- (1) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底
 - 自転車は「車の仲間」です。「飲酒運転は禁止」「信号や一時停止を守る」「原則として車道通行」「車道は左側通行」など、交通関係法令や「ちばサイクルール」を守りましょう。
- (2) 自転車利用者等の安全確保
 - 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進しましょう。
 - ※令和4年4月27日（改正道路交通法の公布日）から1年以内に施行
 - 幼児用座席に幼児を乗車させる時は、その幼児がヘルメットとシートベルトを正しく着けているか、保護者の方が必ず確認しましょう。
 - 自転車保険は、自転車で交通事故を起こした時に、相手だけでなく自分を助けるためのものでもあります。自転車利用者は必ず加入しましょう。

シートベルト・チャイルドシートを正しく使用しましょう。

- シートベルトやチャイルドシートは、フロントガラスへの衝突や車外放出を防止するなど、交通事故発生時の被害を大幅に軽減してくれる安全装置です。自分だけでなく、家族や知人など大切な人の命を守るためにも、全ての座席で正しく使用しましょう。

あなたとみんなの命を守る「ちばサイクルール」

【 自転車に乗る前のルール 】

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

【 自転車に乗るときのルール 】

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう

自転車保険に加入しましょう。

- 千葉県では、千葉県自転車条例の一部改正により、令和4年7月1日から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されました。必ず加入しましょう。（過去の事例では、小学生の運転する自転車が歩行者に衝突し、約9,500万円もの損害賠償を命じられた交通事故もありました。）